第二十三条の十五を第二十三条の十七とし、第二十三条の十四を第二十三条の十六とし、第二十三条の十三の次に次の二条を加える。

（時効の完成猶予）

**第二十三条の十四**　紛争処理による解決の見込みがないことを理由に指定紛争処理機関により当該紛争処理が打ち切られた場合において、当該紛争処理の申請をした紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争処理の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、当該紛争処理の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

2　第二十三条の十七第二項の規定により指定がその効力を失い、かつ、当該指定がその効力を失つた日に紛争処理が実施されていた紛争がある場合において、当該紛争処理の申請をした紛争の当事者が同条第四項の規定による通知を受けた日又は当該指定がその効力を失つたことを知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争処理の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

3　指定が第二十三条の二十一第一項の規定により取り消され、かつ、その取消しの処分の日に紛争処理が実施されていた紛争がある場合において、当該紛争処理の申請をした紛争の当事者が同条第三項の規定による通知を受けた日又は当該処分を知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争処理の目的となつた請求について訴えを提起したときも、第一項と同様とする。

（訴訟手続の中止）

**第二十三条の十五**　紛争について当該紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ、当該紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一　当該紛争について、当該紛争の当事者間において指定紛争処理機関による紛争処理が実施されていること。

二　前号に掲げる事由のほか、当該紛争の当事者間に指定紛争処理機関による紛争処理によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2　受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3　第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

「第四章　政府の自動車損害賠償保障事業」を「第四章　自動車事故対策事業」に改め、第四章中第七十一条の前に次の節名を付する。

**第一節**　総則

第七十一条を次のように改める。

**第七十一条**　政府は、この法律の規定により、自動車事故対策事業として、次条第一項に規定する自動車損害賠償保障事業及び第七十七条の二第一項に規定する被害者保護増進等事業を行う。

第七十一条の次に次の節名を付する。

**第二節**　自動車損害賠償保障事業

第七十二条を次のように改める。

（業務）

**第七十二条**　政府は、自動車損害賠償保障事業として、次の業務を行う。

一　自動車の運行によつて生命又は身体を害された者がある場合において、その自動車の保有者が明らかでないため被害者が第三条の規定による損害賠償の請求をすることができないときに、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害を塡補すること。

二　責任保険の被保険者及び責任共済の被共済者以外の者が、第三条の規定によつて損害賠償の責に任ずる場合（その責任が第十条に規定する自動車の運行によつて生ずる場合を除く。）に、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害を塡補すること。

三　第十六条第四項又は第十七条第四項（これらの規定を第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による請求により、これらの規定による補償を行うこと。

2　前項各号の請求の手続は、国土交通省令で定める。

第七十三条第一項中「前条第一項第一号又は第二号」に、「てん補」を「塡補」に、「同項」を「同項第一号又は第二号」に改め、同条第二項中「前条第一項後段の場合」を「前条第一項第二号の場合」に、「前条第一項後段の規定」を「同号の規定」に、「てん補」を「塡補」に改める。

第七十三条の二の見出しを「（第七十二条第一項第一号又は第二号の規定による損害の塡補についての履行期）」に改め、同条第一項中「第七十二条第一項」を「第七十二条第一項第一号又は第二号」に、「てん補の」を「塡補の」に、「てん補すべき」を「塡補すべき」に改め、同条第二項中「てん補」を「塡補」に改める。

第七十四条の見出しを「（差押えの禁止）」に改め、同条中「第七十二条第一項」を「第七十二条第一項第一号又は第二号」に、「差し押える」を「差し押さえる」に改める。

第七十五条中「第七十二条第一項」を「第七十二条第一項第一号若しくは第二号」に改める。

第七十六条第一項中「第七十二条第一項」を「第七十二条第一項第一号又は第二号」に、「てん補」を「塡補」に改める。

第七十七条第一項中「第七十二条第一項」を「第七十二条第一項第一号又は第二号」に改め、同条の次に次の一節及び節名を加える。

**第三節**　被害者保護増進等事業

（業務）

**第七十七条の二**　政府は、被害者保護増進等事業として、次の業務を行う。

一　被害者の療養を行う施設の設置及び運営、被害者の療養生活の援護、被害者の受ける介護の援護その他の被害者の保護の増進を図るために必要な業務

二　道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）に従事する者に対する運行の安全の確保に関する事項の指導、自動車事故の発生の防止に資する機器及び装置の導入の促進その他の自動車事故の発生の防止を図るために必要な業務

2　政府は、被害者保護増進等事業に係る業務のうち、独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）第十三条に掲げるものについては、独立行政法人自動車事故対策機構に行わせるものとする。

（被害者保護増進等計画）

**第七十七条の三**　国土交通大臣は、被害者保護増進等事業の安定的かつ効果的な実施を図るため、被害者保護増進等事業の実施に関する事項を定めた計画（以下「被害者保護増進等計画」という。）を作成するものとする。

2　被害者保護増進等計画に定める事項は、次のとおりとする。

一　被害者の生活の実態、自動車事故の発生の状況その他の被害者保護増進等事業の実施に際し考慮すべき事項

二　被害者保護増進等事業の目標に関する事項

三　前号の目標の達成のため実施すべき被害者保護増進等事業の概要に関する事項

3　国土交通大臣は、被害者保護増進等計画を作成するときは、あらかじめ、被害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、財務大臣に協議しなければならない。

4　国土交通大臣は、被害者保護増進等計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　前二項の規定は、被害者保護増進等計画の変更について準用する。